

指定地域密着型サービス事業者 自主点検表(令和6年6月版)

地域密着型通所介護

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
電話番号	
e-mail	
開設法人の名称	
開設法人の代表者名	
管理者名	
記入者名	
記入年月日	令和 年 月 日

小川町長生き支援課

指定地域密着型サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで町では、介護サービスごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、町へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後 5 年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

※「根拠法令等」の欄は、次を参照してください。

法	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
平 18 厚労令 34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
基準解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
条例	小川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年小川町条例第 4 号）
消防法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
消防法施行令	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
消防法施行規則	消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
労働安全衛生法	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
平 18 厚労告 126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）
報酬留意事項通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
平 12 厚告 27	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生省告示第 27 号）
平 27 厚労告 94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）
平 27 厚労告 95	厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）
平 27 厚労告 96	厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）

指定地域密着型サービス事業者自主点検表 目次

第 1	基本方針	4
第 2	人員に関する基準	5
第 3	設備に関する基準	15
第 4	運営に関する基準	19
第 5	介護給付費の算定及び取扱い	58
第 6	その他	106

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第 1 基本方針			
基本方針	地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 2 (平 18 厚労令 34 第 19 条)
(療養型)	指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 22
(療養型)	指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)等との密接な連携に努めていますか。	いる ・ いない	

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第2 人員に関する基準			
基本的事項	※ 「常勤」（用語の定義） 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時に並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、1の事業者によって行われる地域密着型通所介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、地域密着型通所介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。		基準解釈通知 第2・2(3)
	※ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の定義） 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。こ		基準解釈通知 第2・2(4)

	の場合のサービス提供時間帯とは、当該従業員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業員の常勤・非常勤の別を問いません。 ※ 「常勤換算方法」（用語の定義） 当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤の従業員が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。 ※ 地域密着型通所介護の「単位」とは、同時に、一体的に提供される地域密着型通所介護をいうものです。例えば、次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業員を確保する必要があります。 ① 地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合 ② 午前と午後とで別の利用者に対して地域密着型通所介護を提供する場合 また、利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して地域密着型通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。	基準解釈通知 第2・2(1) 基準解釈通知 第3・2・2・1(1) ①
--	--	---

	※ 8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあつては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。 ※ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの地域密着型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。従つて、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して地域密着型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して地域密着型通所介護を提供する場合であつて、それぞれの地域密着型通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者の数、10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。 ※ 同一事業所で複数の単位の地域密着型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。		基準解釈通知 第3・2・2・1(1) ② 基準解釈通知 第3・2・2・1(1) ⑦ 基準解釈通知 第3・2・2・1(1) ⑧
1 生活相談員	地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。 ※ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。 ① 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ア 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 イ 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ウ 社会福祉士 エ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 オ アからエと同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において社会福祉法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者） ② これと同等以上の能力を有すると認められる者（町では、介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めています。）	いる ・ いない	条例第59条の3第1項第1号（平18厚労令34第20条第1項第1号） 基準解釈通知 第3・2・2・1(2)

	※ 生活相談員については、地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず、地域密着型通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものです。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とします。 例えば、1 単位の地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間数を 6 時間とした場合、6 時間の勤務時間数を 1 人分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず 6 時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。また、例えば午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 6 時の 2 単位の地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前 9 時から午後 6 時となり、提供時間数は 8 時間となることから、従業員の員数にかかわらず 8 時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。 なお、地域密着型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、地域密着型通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。 ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。 ※ 生活相談員の事業所外での活動に関しては、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要があります。		基準解釈通知 第 3・2 の 2・ 1(1)④
2 看護職員	(1) 地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。 ※ 看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。 ① 看護師 ② 准看護師 ※ 看護職員については、地域密着型通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも	いる ・ いない	条例第 59 条の 3 第 1 項第 2 号 (平 18 厚労令 34 第 20 条第 1 項第 2 号) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・ 1(1)⑥

	可能です。具体的な取扱いとは以下のとおりとします。 ア 地域密着型通所介護事業所の従業者により確保する場合 提供時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図ること。 イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合 看護職員が地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図ること。 なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。		
	(2) 利用定員が 10 人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、地域密着型通所介護の単位ごとに、当該地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数としていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 3 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 20 条第 2 項)
3 介護職員	(1) 地域密着型通所介護の単位ごとに、当該地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該地域密着型通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が、利用者の数が 15 人までの場合にあっては 1 以上、15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。 ※ ここでいう利用者の数は、当該地域密着型通所介護事業者が第一号通所事業(旧介護予防通所介護に相当するものとして町が認めたものに限る)に係る事業者の指定を併せて受け、かつ、地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、双方の利用者の数を合計したものです。 ※ 介護職員（利用定員 10 人以下の場合は看護職員含む）は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができます。	いる ・ いない	条例第 59 条の 3 第 1 項第 3 号 (平 18 厚労令 34 第 20 条第 1 項第 3 号) 条例第 59 条の 3 第 4 項(平 18 厚労令 34 第 20 条第 4 項)

	※ 介護職員については、地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出されます。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とします。 （確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式） ・利用者数 15 人まで 単位ごとに、確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 ・利用者数 16 人以上 単位ごとに、確保すべき勤務延時間数＝【（利用者数－15）÷5＋1】×平均提供時間数 ※ 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 例えば、利用者数 18 人、提供時間数を 5 時間とした場合、$(18-15) \div 5 + 1 = 1.6$ となり、5 時間の勤務時間数を 1.6 人分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、$5 \times 1.6 = 8$ 時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となります。 また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の地域密着型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員が常に 1 人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。 ※ なお、介護職員については、地域密着型通所介護の単位ごとに常時 1 人以上確保することとされていますが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時 1 人以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意してください。		基準解釈通知 第 3・2 の 2・ 1(1)⑤
	(2) 利用定員が 11 人以上である場合は、地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員を常時 1 人以上当該地域密着型通所介護に従事させていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 3 第 3 項(平 18 厚労令 34 第 20 条第 3 項)
	(3) 利用定員が 10 人以下である場合は、地域密着型通所介護の単位ごとに、看護職員又は介護職員を常時 1 人以上当該地域密着型通所介護に従事させていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 3 第 3 項(平 18 厚労令 34 第 20 条第 3 項)

	(4) 利用定員が 11 人以上である場合は、生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上を常勤としていますか。 ※ 生活相談員及び介護職員の配置基準について、「生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならないこととなっていますが、営業日ごと又は単位ごとに生活相談員又は介護職員を配置する必要はなく、事業所として常勤の生活相談員又は介護職員を 1 名以上確保していれば足りるものです。」	いる ・ いない	条例第 59 条の 3 第 7 項 (平 18 厚労令 34 第 20 条第 7 項)
	(5) 利用定員が 10 人以下である場合は、生活相談員、看護職員又は介護職員のうち 1 人以上を常勤としていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 3 第 7 項 (平 18 厚労令 34 第 20 条第 7 項)
4 機能訓練指導員	機能訓練指導員を 1 人以上配置していますか。 ※ 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有している必要があります。 ① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ 言語聴覚士 ④ 看護職員 ⑤ 柔道整復師 ⑥ あん摩マッサージ指圧師 ⑦ はり師又はきゅう師 ※ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。 ※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができます。 ※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。	いる ・ いない	条例第 59 条の 3 第 1 項第 4 号 (平 18 厚労令 34 第 20 条第 1 項第 4 号) 条例第 59 条の 3 第 6 項 (平 18 厚労令 34 第 20 条第 6 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・1(3)

5 共生型地域密着通所介護の人員基準	指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所(以下「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上配置していますか。 ※ 従業者」は、指定生活介護事業所等の従業者の員数が、共生型地域密着型通所介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であるということです。この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっていますが、その算出に当たっては、共生型地域密着型通所介護を受ける利用者(要介護者)は障害支援区分5とみなして計算してください。 ※ 「管理者」は、指定地域密着型通所介護の基準と同様です。なお、共生型地域密着型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えありません。	いる ・ いない	条例第 59 条の 20 の 2 第 1 号 基準解釈通知 第 3・2 の 2・4(1)① 基準解釈通知 第 3・2 の 2・4(1)②
6 指定療養通所介護の人員基準 (療養型)	(1) 指定療養通所介護事業者が指定療養通所介護事業所ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が 1.5 に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が 1 以上確保されるために必要と認められる数以上としていますか。 ※ 指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員の員数は、利用者 2 人の場合は 1.3 人以上、3 人の場合は 2 人以上、5 人の場合は 3.3 人以上を確保する必要があり、このような体制が確保できるよう職員配置することとする。なお、小数点以下の端数が生じる場合があるが、これはサービス提供時間のうち職員が専従すべき時間の割合を示したものです。	いる ・ いない	条例第 59 条の 23 第 1 項

	(2) 療養通所介護従業者のうち 1 人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事していますか。 ※ 常勤の看護師は、専ら指定療養通所介護の職務に従事する者を 1 人以上確保することとされているが、複数の看護師が交代に従事することにより必要数を確保することも認められる。ただし、利用者がサービス提供にあたり常時看護師による観察が必要な状態であることから、同一の看護師ができるだけ長時間継続して利用者の状態を観察することが望ましく、従事する看護師が頻回に交代する体制は望ましくありません。 ※ 療養通所介護計画に位置づけられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間が短い利用者（3 時間以上 6 時間未満）と長い利用者（6 時間以上 8 時間未満）が同一の日に混在する場合、必要な療養通所介護従業者の員数は、利用者ごとの利用時間数の合計値を 1.5 で除して得られる数以上の時間勤務するのに必要と認められる数以上となります。	いる ・ いない	条例第 59 条の 23 第 2 項
7 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ① 当該事業所で地域密着型通所介護従業者としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定地域密着型通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。）	いる ・ いない	条例第 59 条の 4 (平 18 厚労令 34 第 21 条) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・1(4)

[illegible]

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第3 設備に関する基準			
1 設備及び備品等	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※ 設備は、専ら当該地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければなりません。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合はこの限りではありません。 ※ 地域密着型通所介護事業所と居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能です。ただし、地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と、地域密着型通所介護事業所との併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えありません。 ア 当該部屋等において、地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。 イ 地域密着型通所介護事業所の機能訓練室として使用される区分が、地域密着型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。 ※ 玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がありませんが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能です。 ※ 設備を共用する場合、地域密着型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めてください。	いる ・ いない	条例第 59 条の 5 第 1 項 （平 18 厚労令 34 第 22 条第 1 項） 条例第 59 条の 5 第 3 項 （平 18 厚労令 34 第 22 条第 3 項） 基準解釈通知 第 3・2 の 2・2(4)

2 食堂及び機能訓練室	食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 m²に利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 ※ 上記にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができます。 ※ 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではありません。ただし、地域密着型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な地域密着型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではありません。 ※ 地域密着型通所介護の機能訓練室等と、地域密着型通所介護事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における通所リハビリテーションを行うためのスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとします。 ① 当該部屋等において地域密着型通所介護の機能訓練室等と通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。 ② 地域密着型通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、地域密着型通所介護の設備基準を満たし、かつ、通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。	いる ・ いない	条例第 59 条の 5 第 2 項第 1 号ア (平 18 厚労令 34 第 22 条第 2 項第 1 号イ) 条例第 59 条の 5 第 2 項第 1 号イ (平 18 厚労令 34 第 22 条第 2 項第 1 号ロ) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・2(2) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・2(4)
3 相談室	相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 5 第 2 項第 2 号 (平 18 厚労令 34 第 22 条第 2 項第 2 号)
4 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。	いる ・ いない	基準解釈通知 第 3・2 の 2・2(3)

5 事業所の設備 又はそれ以外の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合 (療養型)	(1) 地域密着型通所介護の提供以外の目的で、地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」といいます。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に町長に届け出ていますか。 ※ 届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから 10 日以内に、また、宿泊サービスを休止し、又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の 1 月前までに町長に届け出るものとします。	いる ・ いない ・ 該当なし	条例第 59 条の 5 第 4 項 (平 18 厚労令 34 第 22 条第 4 項)
	(2) 宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告していますか。	いる ・ いない ・ 該当なし	基準解釈通知 第 3・2 の 2・2(5)
	(1) 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ※ 指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋とは、利用者の状態を勘案して判断されるものですが、利用者毎の部屋の設置を求めるものではありません。	いる ・ いない	条例第 59 条の 26 第 1 項
	(2) 専用の部屋の面積は、6.4 平方メートルに利用定員を乗じた面積以上としていますか。 ※ 専用の部屋の面積は、利用者 1 人につき 6.4 平方メートル以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されていることが必要です。	いる ・ いない	条例第 59 条の 26 第 2 項
	(3) (1)に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものとしていますか。 ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではありません。 ※ 指定療養通所介護を行う設備は専用でなければなりませんが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。例えば、利用者以外の者（重症心身障害児等）をサービスの提供に支障のない範囲で受け入れることが可能です。	いる ・ いない	条例第 59 条の 26 第 3 項

	ただし、この場合、利用者以外の者も利用者といないして人員及び設備の基準を満たさなければなりません。具体的には、利用者 7 人、利用者以外の者 2 人であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて 6 人を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数はすでに 9 人とみなされていることから、これを上限としなければなりません。		
	(4) 指定療養通所介護の提供以外の目的で、指定療養通所介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に指定療養通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に町長に届け出ていますか。 ※ 届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから 10 日以内に、また、宿泊サービスを休止し、又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の 1 月前までに町長に届け出るものとします。	いる ・ いない	条例第 59 条の 26 第 4 項
	(5) 宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告していますか。	いる ・ いない ・ 該当なし	
6 指定介護予防通所介護の設備基準	指定地域密着型通所介護事業者が第 1 号通所事業に係る事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合、町の定める第 1 号通所事業の設備に関する基準を満たすことを持って、指定地域密着型通所介護事業の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができます。		条例第 59 条の 5 第 9 項
7 共生型地域密着型通所介護の設備基準	生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていますか。 ※ 児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとすよう配慮してください。 ※ 共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要です。	いる ・ いない	基準解釈通知 第 3・2 の 2・ 4(2)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第４ 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 地域密着型通所介護従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 ※ 同意は、利用者及び地域密着型通所介護事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。 ※ 従業者の「員数」については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。	いる ・ いない	条例第9条準用（平 18 厚労令 34 第 3 条の 7 第 1 項準用） 基準解釈通知 第 3・1・4(2) 準用 基準解釈通知 第 3・1・4(21) ①準用
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 <u>過去 1 年間に利用申込みを断った事例</u> 有・無 ※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。	いない ・ いる	条例第 10 条準用（平 18 厚労令 34 第 3 条の 8 準用） 基準解釈通知 第 3・1・4(3) 準用

3 サービス提供 困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の地域密着型通所介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	いる ・ いない	条例第 11 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 9 準用)
4 受給資格等の 確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	いる ・ いない	条例第 12 条第 1 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 10 第 1 項準用)
	(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	いる ・ いない	条例第 12 条第 2 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 10 第 2 項準用)
5 要介護認定の 申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 13 条第 1 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 11 第 1 項準用)
	(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する 30 日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 13 条第 2 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 11 第 2 項準用)
6 心身の状況等 の把握	サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 6 (平 18 厚労令 34 第 23 条)
7 居宅介護支援 事業者等との 連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる ・ いない	条例第 15 条第 1 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 13 第 1 項準用)

	(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	いる ・ いない	条例第 15 条第 2 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 13 第 2 項準用)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第 65 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 <u>法定代理受領サービス以外の利用者 有・無</u>	いる ・ いない	条例第 16 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 14 準用)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	いる ・ いない	条例第 17 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 15 準用)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、地域密着型通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	いる ・ いない	条例第 18 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 16 準用) 基準解釈通知 第 3・1・4(10) 準用

11 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 ※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ① 地域密着型通所介護の提供日 ② サービスの内容 ③ 保険給付の額 ④ その他必要な事項	いる ・ いない	条例第 20 条第 1 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 18 第 1 項準用) 基準解釈通知 第 3・1・4(12) ①準用
	(2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記載するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 ※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、<u>5 年間</u>保存しなければなりません。 【町独自基準】5 年間	いる ・ いない	条例第 20 条第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 18 第 2 項準用) 条例第 59 条の 19 第 2 項第 2 号 基準解釈通知 第 3・1・4(12) ②準用
12 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ※ 法定代理受領サービスとして提供される地域密着型通所介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の 1 割、2 割又は 3 割（法の規定により保険給付の率が 9 割、8 割又は 7 割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。	いる ・ いない	条例第 59 条の 7 第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 24 条第 1 項) 基準解釈通知 第 3・1・4(13) ①準用

	(2) 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである地域密着型通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。 ※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる地域密着型通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ① 利用者に、当該事業が地域密着型通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、地域密着型通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ③ 会計が地域密着型通所介護の事業の会計と区分されていること。	いる ・ いない	条例第 59 条の 7 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 24 条第 2 項) 基準解釈通知 第 3・1・4(13) ②準用
	(3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 地域密着型通所介護に通常要する時間を超える地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ 地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。	いる ・ いない	条例第 59 条の 7 第 3 項 (平 18 厚労令 34 第 24 条第 3 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(1)②

	(4) (3)③の費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成 17 年厚生労働省告示第 419 号)に沿って適切に取り扱われていますか。	いる ・ いない	
	(5) (3)⑤の費用の具体的な取扱いについては、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号)に沿って適切に取り扱われていますか。	いる ・ いない	
	(6) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 7 第 5 項 (平 18 厚労令 34 第 24 条第 5 項)
	(7) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	いる ・ いない	法第 41 条第 8 項準用
	(8) (7)の領収証には当該サービスに係る費用及びその他の費用の額について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ※ 医療費控除の対象となる利用者(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護をあわせて利用している者)の領収書には、医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載してください。(「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」平成 12 年 6 月 1 日老発第 509 号を参照)。	いる ・ いない	施行規則第 65 条準用
13 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	いる ・ いない	条例第 22 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 20 準用)
14 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	(1) 地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 8 第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 25 条第 1 項)

	(2) 自らその提供する地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 8 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 25 条第 2 項)
15 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	(1) 地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 9 第 1 号 (平 18 厚労令 34 第 26 条第 1 号)
	(2) 地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 9 第 2 号 (平 18 厚労令 34 第 26 条第 2 号)
	(3) サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 ※ 地域密着型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された地域密着型通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。	いる ・ いない	条例第 59 条の 9 第 3 号 (平 18 厚労令 34 第 26 条第 3 号) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・ 3(2)①
	(4) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。 ※ 「サービスの提供方法等」とは、地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事、日課等も含むものです。	いる ・ いない	条例第 59 条の 9 第 4 号 (平 18 厚労令 34 第 26 条第 4 号) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・ 3(2)②
	(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 9 第 5 号 (平 18 厚労令 34 第 26 条第 5 号)

	(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 ※ 身体的拘束等の記録は、5年間保存しなければなりません。 【町独自基準】5年間	いる ・ いない	条例第 59 条の 9 第 6 号 (平 18 厚労令 34 第 26 条第 6 号) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(2)③ 条例第 59 条の 19 第 2 項第 3 号
	(7) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 9 第 5 号 (平 18 厚労令 34 第 26 条第 5 号)
	(8) 地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 9 第 6 号 (平 18 厚労令 34 第 26 条第 6 号)

(療養型)	(9) 特に、認知症（法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。 ※ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして地域密着型通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応してください。 ※ 地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。 ① あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置づけられていること。 ② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。 ※ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとします。	いる ・ いない	条例第 59 条の 9 第 6 号 (平 18 厚労令 34 第 26 条第 6 号) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(2)④⑤
	(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 30 第 1 号
	(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ※ 「サービスの提供方法等」とは、療養通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含みます。	いる ・ いない	条例第 59 条の 30 第 2 号
	(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 30 第 3 号
	(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 30 第 4 号

	※ 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておく必要があります。 ※ 身体的拘束等の記録は、5 年間保存しなければなりません。 【町独自基準】5 年間		
	(5) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 30 第 5 号
	(6) 利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図っていますか。 ※ 利用者の体調の変化等を指定療養通所介護におけるサービス内容に反映させることが重要であることから、利用者の主治医や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携と情報の共有を十分に図ってください。	いる ・ いない	条例第 59 条の 30 第 6 号
	(7) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。 ※ 指定療養通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合には、事業所の屋外でサービスを提供することができます。 ア あらかじめ療養通所介護計画に位置づけられていること。 イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。	いる ・ いない	条例第 59 条の 30 第 7 号

16 地域密着型 通所介護計画 の作成	(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成していますか。 ※ 地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験の有る者や介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。 ※ 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。	いる ・ いない	条例第 59 条の 10 第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 27 条第 1 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(3)①②
	(2) 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 ※ 地域密着型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	いる ・ いない	条例第 59 条の 10 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 27 条第 2 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(3)③
	(3) 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 ※ 地域密着型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。	いる ・ いない	条例第 59 条の 10 第 3 項 (平 18 厚労令 34 第 27 条第 3 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(3)④
	(4) 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。 ※ 交付した地域密着型通所介護計画は、<u>5 年間</u>保存しなければなりません。 【町独自基準】5 年間	いる ・ いない	条例第 59 条の 10 第 4 項 (平 18 厚労令 34 第 27 条第 4 項) 条例第 59 条の 19 第 2 項第 1 号

(療養型)	(5) 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 ※ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。	いる ・ いない	条例第 59 条の 10 第 5 項 (平 18 厚労令 34 第 27 条第 5 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(3)⑤
	(6) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 12 号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している地域密着型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	いる ・ いない	基準解釈通知 第 3・1・4(17) ⑫準用
	(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成していますか。 ※ 療養通所介護計画については、管理者を含む看護師が利用者ごとにその作成にあたることとしたものです。	いる ・ いない	条例第 59 条の 31 第 1 項
	(2) 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 ※ 居宅介護支援の指定基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置づけられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定地域密着型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から療養通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該療養通所介護計画を提供することに協力するよう努めるものです。	いる ・ いない	条例第 59 条の 31 第 2 項

	(3) 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(川口市指定居宅サービス等基準条例第 73 条第 1 項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 17 条第 1 項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成していますか。 ※ 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画が作成されている場合は、その内容と整合を図りつつ、作成されなければならないこととしたものです。 ※ 療養通所介護計画を作成後に訪問看護計画が作成された場合についても、当該療養通所介護計画と訪問看護計画の内容の整合を図り、必要に応じ変更するものです。	いる ・ いない	条例第 59 条の 31 第 3 項
	(4) 管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 31 第 4 項
	(5) 管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付していますか。 ※ 療養通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければなりません。 ※ 交付した地域密着型通所介護計画は、<u>5 年間</u>保存しなければなりません。 【町独自基準】5 年間	いる ・ いない	条例第 59 条の 31 第 5 項
	(6) 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 ※ 療養通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものです。	いる ・ いない	条例第 59 条の 31 第 6 項

17 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知していますか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 ※ 町への通知に係る記録は、<u>5年間</u>保存しなければなりません。 【町独自基準】5年間	いる ・ いない	条例第 28 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 26 準用) 条例第 59 条の 19 第 2 項第 4 号
18 緊急時等の対応 (療養型)	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	いる ・ いない	条例第 53 条準用 (平 18 厚労令 34 第 12 条準用) 基準解釈通知 第 3・2・4(3) 準用
	(1) 現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めていますか。 ※ 緊急時の対応については、利用者個々の心身の状況やその環境等を勘案して、あらかじめ個別具体的な対応策を主治医とともに検討し、不測の事態にあっても十分な対応ができるよう、利用者ごとに定めておかねばなりません。	いる ・ いない	条例第 59 条の 32 第 1 項
	(2) 緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮していますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 32 第 2 項

	(3) 現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 32 第 3 項
	(4) 利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 32 第 4 項
19 管理者の責 務 (療養型)	(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 11 第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 28 条第 1 項)
	(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「第 1－4 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 11 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 28 条第 2 項)
	(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 33 第 1 項
	(2) 管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 33 第 2 項
	(3) 管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備していますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 33 第 3 項
	(4) 管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 33 第 4 項
	(5) 管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 33 第 5 項

20 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定地域密着型通所介護の利用定員 ⑤ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項 ※ ②の「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」として記載することも差し支えありません。 ※ ③の「営業日及び営業時間」について、8 時間以上 9 時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う地域密着型通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を併せて明記してください。 例えば、サービス提供時間（9 時間）の前に連続して 1 時間、後ろに連続して 2 時間、合計 3 時間の延長サービスを行う地域密着型通所介護事業所にあつては、当該地域密着型通所介護事業所の営業時間は 12 時間であるが、運営規程には、サービス提供時間 9 時間、延長サービスを行う時間 3 時間とそれぞれ記載してください。 ※ ④の「指定地域密着型通所介護の利用定員」は、同時に地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。 ※ 共生型地域密着型通所介護の定員 共生型地域密着型通所介護の指定を受ける生活介護事業所等において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいいます。 つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、定員を定めてください。例えば利用定員が 10 人という場合、要介護者と障害者及び障害児を合わせて 10 人という意味であり、利用日によって要介護者が 5 人、障害者及び障害児が 5 人であっても、要介護者が 2 人、障害者及び障害児が 8 人であっても、差し支えありません。 ※ ⑤の「指定地域密着型通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものです。「利用料」には、法定代理受領サービスである地	いる ・ いない	条例第 59 条の 12 (平 18 厚労令 34 第 29 条) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(5)準用
---------	--	-------------------------	---

	域密着型通所介護に係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない地域密着型通所介護の利用料を、「その他の費用の額」としては基準第24条第3項の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。 ※ ⑥の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※ ⑦の「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が地域密着型通所介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものです。 ※ ⑨の「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。 ※ 虐待の防止に係る措置は令和6年4月1日より義務化。（令和6年3月31日まで努力義務）		
--	---	--	--

21 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに従業員の勤務体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。	いる ・ いない	条例第 59 条の 13 第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 30 条第 1 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(6)①
	(2) 当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。 ※ 当該事業所の従業員とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員を指すものとします。 ※ 調理、洗濯等利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。	いる ・ いない	条例第 59 条の 13 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 30 条第 2 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(6)②
	(3) 地域密着型通所介護従業員の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。この場合において、事業者は、全ての介護従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 ※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 ※ 認知症介護に係る基礎的な研修の義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者として、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 ※ 新卒採用、中卒採用を問わず事業所が新たに採用した従業員（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する義務付けの適用については、採用後 1 年間の猶予期間を設けることとし、採用後 1 年を経過するまでに認知症介護基礎研修課程を受講させてください。	いる ・ いない	条例第 59 条の 13 第 3 項 (平 18 厚労令 34 第 30 条第 3 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(6)③

	※ 「認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための措置」は、令和 6 年 4 月 1 日より義務化。（令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務）		
	(4) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意していただきたい内容は次のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発してください。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が 5000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業）は令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じてください。 イ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防	いる ・ いない	条例第 59 条の 13 第 4 項 （平 18 厚労令 34 第 30 条第 4 項） 基準解釈通知 第 3・1・4(22) ⑥準用

	止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその華族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、ア（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望まれます。		
22 定員の遵守	利用定員を超えて地域密着型通所介護の提供を行っていますか。 ※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 ※ 地域密着型通所介護と第１号通所事業（従来の介護予防通所介護に相当するサービス。の双方の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該第１号通所事業における利用者は、当該地域密着型通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めます。 ※ 適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護報酬の減算の対象となります。	いない ・ いる	条例第 59 条の 14 (平 18 厚労令 34 第 31 条)
(療養型)	指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を 18 人以下としていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 25
(共生型)	※ 共生型地域密着型通所介護の利用定員 共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービスの提供を受けることができる利用者数の上限をいいます。 つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、定員を定めてください。 例えば、利用定員が 10 人という場合、要介護者と障害者及び障害児を合わせて 10 人という意味であり、利用日によって、要介護者が 5 人、障害者及び障害児が 5 人であっても、要介護者が 2 人、障害者及び障害児が 8 人であっても、差し支えありません。		

23 非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的計画を定めていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 15 第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 32 条第 1 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・ 3(8)①												
	※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている指定地域密着型通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定地域密着型通所介護事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。														
	(2) 収容人員（利用者と従業者を合算した人数）が 30 人以上の場合には、防火管理者（施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者）を選任し、消防署に届け出ていますか。 ① 防火管理者名（ ） ② 届 出 日（ ）	いる ・ いない	消防法第 8 条第 1 項、第 2 項 消防法施行令 第 1 条の 2、第 3 条												
	(3) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとよう職員に周知徹底を図っていますか。	いる ・ いない	基準解釈通知 第 3・2 の 2・ 3(8)①												
	(4) 日頃から消防団や地域住民に対して、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるように、地域との協力体制の確保に努めていますか。	いる ・ いない	基準解釈通知 第 3・2 の 2・ 3(8)①												
	(5) 消防機関の協力を得て、年 2 回以上の消火及び避難訓練、定期的な通報訓練を実施していますか。 直近 2 回の訓練実施日	いる ・ いない	消防法施行規則第 3 条第 10 項												
	<table><tr><td>実施日</td><td>消防職員 の立会</td><td>夜間訓練</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>人</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>人</td></tr></table>	実施日	消防職員 の立会	夜間訓練	参加者数	年 月 日	有・無	有・無	人	年 月 日	有・無	有・無	人		
実施日	消防職員 の立会	夜間訓練	参加者数												
年 月 日	有・無	有・無	人												
年 月 日	有・無	有・無	人												
(6) (5)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 15 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 32 条第 2 項)													

	※ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める必要があります。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。		基準解釈通知第3・2の2・3(8)②									
	(7) (5)の訓練の記録を作成し、出席できなかった職員に回覧等することで情報を共有していますか。	いる ・ いない										
	(8) カーテン、じゅうたん等は、消防法で防災性能を有する物品となっていますか。	いる ・ いない	消防法第8条の3第1項									
	(9) 消防用設備については、専門業者による定期的な点検（機器点検6月ごと年2回、総合点検1年に1回）を行っていますか。また、総合点検の結果について消防に報告していますか。 直近2回の実施日 <table><tr><td>実施日</td><td>実施内容</td><td>指摘事項など</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr></table>	実施日	実施内容	指摘事項など	年 月 日			年 月 日			いる ・ いない	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第3項
実施日	実施内容	指摘事項など										
年 月 日												
年 月 日												
24 業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※ 「業務継続計画の策定等」は、令和6年4月1日より義務化。（令和6年3月31日まで努力義務） ※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 ※ 業務継続計画には、以下の項目を記載してください。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）	いる ・ いない	条例第32条の2第1項準用（平18厚労令34第3条30の2第1項準用） 基準解釈通知第3・2の2・3(7)① 基準解釈通知第3・2の2・3(7)②									

	b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。 ※ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。 ※ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。		
	(2) 介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望まれます。 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行ってください。 ※ 定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容について記録してください。 ※ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施してください。 ※ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 ※ 災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 ※ 訓練の実施は、机上を含めその実施は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。	いる ・ いない	条例第 32 条の 2 第 2 項準用（平 18 厚労令 34 第 3 条の 30 の 2 第 2 項準用） 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(7)① 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(7)③ 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(7)④

	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 32 条の 2 第 3 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 30 の 2 第 3 項準 用)
25 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 ※ 衛生管理等については、次の点に留意してください。 ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	いる ・ いない	条例第 59 条の 16 第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 33 条第 1 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・ 3(9)①
	(2) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。 ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 ※ 「事業所における感染症の予防又はまん延の防止のための対策を検討する委員会」（以下「感染対策委員会」という。）は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望まれます。 ※ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。 ※ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況	いる ・ いない	条例第 59 条の 16 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 33 条第 2 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・ 3(9)②

	に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 ※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 ※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 ※ 平常時の対策としては事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、町における事業所関係課等の関係機関等の連携、行政等への報告等が想定されます。 また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 ※ 地域密着型通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 ※ 定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 ※ 研修の実施は、「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 ※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。		
--	--	--	--

	※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 ※ 「感染症の予防又はまん延の防止のための措置」には、令和 6 年 4 月 1 日より義務化。(令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務) ※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。 ※ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。		
	(3) 従業員の健康診断を定期的に実施していますか。 ※ 非常勤職員も含め、常時使用する労働者に対して、1 年以内（深夜業等に従事する従業員は 6 か月以内）ごとに 1 回の定期的な実施が義務付けられています。	いる ・ いない	労働安全衛生法第 66 条第 1 項 労働安全衛生規則第 44 条、第 45 条
26 掲示	(1) 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、地域密着型通所介護従業員の勤務の体制、非常災害に関する具体的計画、苦情処理の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。 ※ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。	いる ・ いない	条例第 34 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 32 準用) 基準解釈通知 第 3・1・4(25) 準用
	(2) 事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 ※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。 ※ 重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、掲示をする際は、次に掲げる点に留意する必要があります。 ※ 重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、掲示をする際は、次に掲げる点に留意する必要があります。 ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 イ 介護従業員の勤務体制については、職種ごと、常	いる ・ いない	条例第 34 条第 3 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 32 第 3 項準用)

	勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ウ 介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する認知症対応型共同生活介護事業者については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望まれます。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第1項の規定による掲示は行う必要がありますが、これを同条第2項や基準省令第183条第1項の規定による措置に代えることができます。 ※ 重要事項のウェブサイトへの掲載は、令和7月4月1日より適用。		
27 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	いない ・ いる	条例第35条第1項準用 (平18厚労令34第3条の33第1項準用)
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。	いる ・ いない	条例第35条第2項準用 (平18厚労令34第3条の33第2項準用) 基準解釈通知第3・1・4(26)②準用
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	いる ・ いない	条例第35条第3項準用 (平18厚労令34第3条の33第3項準用) 基準解釈通知第3・1・4(26)③準用
	(4) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日厚生労働省)」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	いる ・ いない	

	※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと ② 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ③ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること ④ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと ⑤ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること ※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より 本ガイダンスでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。 ※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望まれます。		
--	---	--	--

28 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。	いない ・ いる	条例第 36 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 34 準用)
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いない ・ いる	条例第 37 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 35 準用)
30 苦情処理	(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 マニュアル 有・無 ※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等事務所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する対応についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等です。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは「26 掲示」に準ずるものとします。	いる ・ いない	条例第 38 条第 1 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 36 第 1 項準用) 基準解釈通知 第 3・1・4(28) ①準用
	(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望まれます。 ※ 苦情の内容等の記録は、5 年間保存しなければなりません。 【町独自基準】5 年間	いる ・ いない	条例第 38 条第 2 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 36 第 2 項準用) 基準解釈通知 第 3・1・4(28) ②準用 条例第 59 条の 19 第 2 項第 5 号

	(3) 町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該町の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 38 条第 3 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 36 第 3 項準用)
	(4) 町からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を町報告していますか。	いる ・ いない	条例第 38 条第 4 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 36 第 4 項準用)
	(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる ・ いない	条例第 38 条第 5 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 36 第 5 項準用)
	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。	いる ・ いない	条例第 38 条第 6 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 36 第 6 項準用)
31 地域との連携等	(1) 事業者は、地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域密着型通所介護事業所が所在する町職員又は当該地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、ただし、利用者又はその家族（以下この項目において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 か月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 →直近の開催状況を記入してください。 <u> 年 月 日</u> <u> 年 月 日</u> ※ 運営推進会議は、地域密着型通所介護事業所が、利用者、町職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業	いる ・ いない	条例第 59 条の 17 第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 34 条第 1 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(10)①

	所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に関わられたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するもので、各事業所が自ら設置すべきものです。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものです。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。 また、運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。 また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 ア 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。		
	(2) (1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。 ※ 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければなりません。 【町独自基準】5年間	いる ・ いない	条例第 59 条の 17 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 34 条第 2 項) 条例第 59 条の 19 第 2 項第 7 号
	(3) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 17 第 3 項 (平 18 厚労令 34 第 34 条第 3 項)

	(4) 提供した地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、町との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「町が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く町が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。	いる ・ いない	条例第 59 条の 17 第 4 項 (平 18 厚労令 34 第 34 条第 4 項) 基準解釈通知 第 3・1・4(29) ④準用
	(5) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 17 第 5 項 (平 18 厚労令 34 第 34 条第 5 項)
32 事故発生時の対応	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 <u>マニュアル</u> 有・無 ※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。	いる ・ いない	条例第 59 条の 18 第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 35 条第 1 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(11)①
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5 年間保存しなければなりません。 【町独自基準】5 年間	いる ・ いない	条例第 59 条の 18 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 35 条第 2 項) 条例第 59 条の 19 第 2 項第 6 号
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。	いる ・ いない	条例第 59 条の 18 第 3 項 (平 18 厚労令 34 第 35 条第 3 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(11)②

	(4) 夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)及び(2)に準じた必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。	いる ・ いない	条例第 59 条の 18 第 4 項 (平 18 厚労令 34 第 35 条第 4 項) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(11)③
33 虐待の防止	(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※ 虐待の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護	いる ・ いない	条例第 40 条の 2 準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 38 の 2 準用) 基準解釈通知 第 3・1・4(31) 準用

	関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。 イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。 ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。 エ 虐待等について、従業者が相談。報告できる体制整備に関すること。 オ 従業者が虐待等を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。 カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。 キ への再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。 ② 虐待防止のための指針 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに		
--	--	--	--

	に、新規採用時には、必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 事業所における虐待を防止するための体制として、①～③に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が努めることが望まれます。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の事業所の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 ※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 虐待の防止に係る措置は、令和 6 年 4 月 1 日より義務化（令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務）		
	(2) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 ※ （高齢者虐待に該当する行為） ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者	いる ・ いない	高齢者虐待防止法第 5 条 高齢者虐待防止法第 2 条

	をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。		
	(3) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	いる ・ いない	高齢者虐待防止法第20条
34 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ① 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号) ② 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)	いる ・ いない	条例第41条準用 (平18厚労令34第3条の39準用) 基準解釈通知第3・1・4(32)準用
35 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	いる ・ いない	条例第59条の19第1項 (平18厚労令34第36条第1項)
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ① 地域密着型通所介護計画 ② 条例第59条の20において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 第59条の9第6の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 条例第59条の20において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録 ⑤ 条例第59条の20において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑥ 条例第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 条例第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 【町独自基準】5年間	いる ・ いない	条例第59条の19第2項 (平18厚労令34第36条第2項)

	※ 「その完結の日」とは、①～⑤の記録については個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日、⑥の記録については運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とします。		基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(13)
36 共生型地域密着型通所介護の運営に関する技術的支援	共生型地域密着型通所介護の利用者に利用者に対して適正なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。 ※ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定しています。 このため、同じ場所においてサービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して地域密着型通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められません。	いる ・ いない	条例第 59 条の 35 の 2 第 1 項 (2) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・4(6)
37 療養通所介護 緊急時対応医療機関	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 35 第 1 項
	(2) 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 35 第 2 項
	(3) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 35 第 3 項
38 療養通所介護 安全・サービス提供管理委員会の設置	(1) 安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（次項において「委員会」という。）を設置していますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 36 第 1 項

	(2) おおむね 6 月に 1 回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成していますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 36 第 2 項
	(3) (2)の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じていますか。	いる ・ いない	条例第 59 条の 36 第 3 項
39 電磁的記録等	(1) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているもの並びに第 4 の 4(1)及び第 7 の(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができます。 ※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者（以下この項目において「事業者等」という。）は、条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を電磁的記録により行うことができることとしています。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、条例第 204 条第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法による方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保		町条例 204 条第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 183 条第 1 項) 基準解釈通知 第 5・1

	護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
	(2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができます。 ※ 事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の同意を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしています。 (1) 電磁的方法による交付は、条例第 9 条第 2 項から第 6 項までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q&A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q&A」を参考にすること。 (4) その他条例第 204 条第 2 項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、条例又は基準解釈通知等の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		条例第 204 条第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 183 条第 2 項) 基準解釈通知 第 5・2

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第5 介護給付費の算定及び取扱い			
1 基本的事項	(1) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表2の2地域密着型通所介護費」により算定していますか。	いる ・ いない	平18厚労告126第1号
	(2) 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	いる ・ いない	平18厚労告126第2号
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	いる ・ いない	平18厚労告126第3号
2 所要時間による区分の取扱い	(1) 現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定していますか。 ※ サービスを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。 ① 居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合 ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（二級課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合 なお、現在訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について、一律に地域密着型通所介護等で対応することを求めているものではありません。（平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)問52） ※ 送迎時に実施する居宅内での介助等については、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められません。（平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)問54）	いる ・ いない	平18厚労告126別表2の2注1 報酬留意事項通知第2・3の2(1)

	※ 当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等により、実際のサービスの提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えありません。なお、地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、地域密着型通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。 ※ 同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の地域密着型通所介護の単位を利用する場合、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位数が算定されます。		
	(2) 利用者の数又は看護職員もしくは介護職員の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 ① 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合 ② 看護職員又は介護職員の員数が、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第34号)第20条に定める員数に満たない場合 ※ 定員超過利用関係 1 月間(暦月)の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減額を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととします。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 1 平 12 厚告 27 第 5 号の 2 イ 報酬留意事項 通知第 2・ 3 の 2(24)

	※ 人員基準欠如関係 ア 看護職員の数、1月間の職員の数の平均を用います。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。 イ 介護職員の数、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用います。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。 ウ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。 (看護職員の算定式) $\text{サービス提供日に配置された延べ人数} \div \text{サービス提供日数} < 0.9$ (介護職員の算定式) $\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数} \div \text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数} < 0.9$ エ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。) (看護職員の算定式) $0.9 \leq \text{サービス提供日に配置された延べ人数} \div \text{サービス提供日数} < 1.0$ (介護職員の算定式) $0.9 \leq \text{当該月に配置された職員の勤務延時間数} \div \text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数} < 1.0$		報酬留意事項通知第2・3の2(25)
3 高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 ① 当該指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着	いる・いない	平18厚労告126 別表2の2注4

	型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく「33 虐待の防止」に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 具体的には①高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない②高齢者虐待防止のための指針を整備していない③高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。		
4 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型通所介護事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 ※ 基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。 ※ なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表2の2注 5

5 短時間の場合の算定	心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護を行う場合は、「所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合」の所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定していますか。 ※ 2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者です。なお、2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではありません。利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等を実施してください。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 7 平 27 厚労告 95 第 35 号の 3 報酬留意事項通知第 2・3 の 2(4)
6 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱い	感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月に前年度における月平均の利用者数よりも 100 分の 5 以上減少している場合に、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から 3 月以内に限り、1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別な事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から 3 月以内に限り、引き続き加算することができます。 ※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算については、「通所介護等において、感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の評価に係る考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 3 年 3 月 16 日老認発 0316 第 4 号・老老発 0316 第 3 号）」を参照してください。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 8 報酬留意事項通知第 2・3 の 2(5)

7 連続して延長サービスを行った場合に係る加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、算定対象時間（8 時間以上 9 時間未満の地域密着型通所介護の所要時間とその前後に連続して行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間）が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ① 9 時間以上 10 時間未満の場合 50 単位 ② 10 時間以上 11 時間未満の場合 100 単位 ③ 11 時間以上 12 時間未満の場合 150 単位 ④ 12 時間以上 13 時間未満の場合 200 単位 ⑤ 13 時間以上 14 時間未満の場合 250 単位 ※ 延長加算は、所要時間 8 時間以上 9 時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、5 時間を限度として算定されるものであり、例えば、 ① 9 時間の地域密着型通所介護の後に連続して 5 時間の延長サービスを行った場合 ② 9 時間の地域密着型通所介護の前に連続して 2 時間、後に連続して 3 時間、合計 5 時間の延長サービスを行った場合 には、5 時間分の延長サービスとして 250 単位が算定されます。 また、当該加算は、地域密着型通所介護と延長サービスを通算した時間が 9 時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、 ③ 8 時間の地域密着型通所介護の後に連続して 5 時間の延長サービスを行った場合には、地域密着型通所介護と延長サービスの通算時間は 13 時間であり、4 時間分（＝13 時間－9 時間）の延長サービスとして 200 単位が算定されます。 なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものですが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いている必要があり、当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受けた場合には算定することはできません。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 9 報酬留意事項 通知第 2 ・ 3 の 2(6)
--------------------------------	--	-------------------------	---

8 共生型地域密着型通所介護を行う場合	共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数に、次に掲げる率を乗じた単位数を算定していますか。 ① 生活介護事業所 100 分の 93 ② 自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所 100 分の 95 ③ 児童発達支援事業所 100 分の 90 ④ 放課後等デイサービス事業所 100 分の 90	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 10
9 生活相談員配置等加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、共生型地域密着型通所介護を行っている場合は、生活相談員配置等加算として、1 日につき 13 単位を所定単位数に加算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 生活相談員を 1 人以上配置していること。 ② 地域に貢献する活動を行っていること。 ※ 生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて 1 名以上配置する必要がありますが、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所（以下「生活介護事業所等」という。）に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えありません。 なお、例えば、1 週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみが加算の算定対象となります。 ※ 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めてください。 ※ 当該加算は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける生活介護事業所等においてのみ算定することができるものです。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 11 平 27 厚労告 95 第 14 の 2 報酬留意事項 通知第 2・3 の 2(6)
10 入浴介助加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、当該基準による	加算Ⅰ ・ 加算Ⅱ	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 10

	入浴介助を行った場合は、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) 入浴介助加算(Ⅰ) 40 単位 (2) 入浴介助加算(Ⅱ) 55 単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 ア 入浴介助加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 (2) 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。 イ 入浴介助加算(Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。 (1) アに掲げる基準に適合すること。 (2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、居宅の浴室が、利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとする。 (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同して、医師等との連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。 (4) (3)の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。以下同じ。)又は利用者の居宅の状況に近い環境(利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の	・ いない	平 27 厚労告 95 第 14 号の 3 報酬留意事項 通知第 2・
--	---	------------------	---

	深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。)で、入浴介助を行うこと。 ※1 入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものですが、この場合の「観察」とは自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となります。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これを含みます。 ※2 入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものとします。 ※3 地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。 ※ 入浴介助加算(Ⅱ)は、上記※1～3を準用するものとします。また、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等(以下「家族・訪問介護員等」という。)の介助によって入浴できるようになることを目的とし、以下a～cを実施することを評価するものです。なお、入浴介助加算(Ⅱ)の算定に係る者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a～cを実施します。 a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下、「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問(個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。)し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定地域密着型通所介護事業所に対しその旨情報共有する。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定地域密着型通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。 (※) 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助		3の2(8)
--	--	--	--------

	により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。 なお、医師等が訪問することが困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価及び助言を行うこともできることとする。ただし、情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければならないこと。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 b 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成します。なお、個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画に代えることができるものとする。 c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。なお、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境については、大浴槽等においても、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し、浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等を踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状況を再現していることとして差し支えないこととする。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであること。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にすること。		
--	--	--	--

11 中重度者ケア体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき45単位を所定単位数に加算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 指定地域密着型サービス基準（平18厚労令34）第20条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ② 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。 ③ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1人以上配置していること。 ※ 中重度ケア体制加算は、共生型地域密着型通所介護を算定している場合は、算定できません。 ※ 算定時留意事項 ① 常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。 ② 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。 ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによります。 ア 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 イ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を	いる ・ いない	平18厚労告126別表2の2注14 平27厚労告95第51号の4 報酬留意事項通知第2・3の2(9)
----------------------	--	-------------------------	---

	維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨を届出なければなりません。 ④ 看護職員は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて 1 人以上配置する必要があります。他の職務との兼務は認められません。 ⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、同時に算定可能です。 ⑥ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあつては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成してください。 ※ 認知症加算を併せて算定する場合、中重度者ケア体制加算の算定要件となる看護職員は他の職務と兼務することはできないため、認知症介護に係る研修を修了している看護師 1 人で双方を算定することはできず、別途配置する必要があります。		
12 生活機能向上連携加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性憎悪等により当該個別計画を見直した場合を除き 3 月につき 1 回を限度として、1 月につき、(2)については 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しません。また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は 1 月につき 100 単位を所定単位数に加算します。 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 ① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、	加算Ⅰ ・ 加算Ⅱ ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 15 平 27 厚労告 95 第 15 号の 2

	言語聴覚士又は医師（以下この※において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ② 個別機能訓練計画に基づき利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ③ (1)①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月に1回以上評価し、利用者又はその家族に対し機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 ① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ② 個別機能訓練計画に基づき利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ③ (2)①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月に1回以上評価し、利用者又はその家族に対し機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し必要に応じて訓練内容等の見直しを行っていること。 ※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)の算定に当たって、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。 ※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)の算定において「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院のことです。 ※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)の算定において個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施してい		報酬留意事項通知第2・3の2(12)
--	---	--	---------------------------

	る医療提供施設の場合において把握し、又は指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携して ICT を活用した動画やテレビ電話を用いて把握したうえで当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行います。なお、ICT を活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等が ADL 及び IADL に関する利用者の状況について適切に把握することができるよう理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとします。 ※ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。 なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。 ※ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供してください。 ※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)の算定に当たり、機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得たうえで、必要に応じて当該利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）の意向を確認の上、当該利用者の ADL や IADL の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 理学療法士等は機能訓練指導員等と共同で、3 月ごとに 1 回以上個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明します。また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。 ※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定される		
--	---	--	--

	ものです。なお、理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定できません。 ※ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行ってください。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。 ※ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)の算定において機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得たうえで、必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者及びその家族の意向を確認の上、当該利用者の ADL や IADL の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 ※ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)の算定において理学療法士等は、3 月ごとに 1 回以上指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について、評価した上で機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行ってください。 ※ なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はありません。		
13 個別機能訓練加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については 1 日につき次に掲げる単位数を、(3)については 1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(Ⅱ)ロを算定しません。	加算Ⅰイ ・ 加算Ⅰロ ・ 加算Ⅱ ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 16

	(1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56 単位 (2) 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 76 単位 (3) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20 単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 (1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1人以上配置していること。 ② 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。 ③ 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。 ④ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。 ⑤ 通所介護費等算定方法第5号の2に規定する基準のいずれにも該当しないこと。（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。） (2) 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① (1)①で配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 ② (1)②から⑤までに掲げる基準のいずれにも該当すること。 (3) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① (1)①から⑤まで又は(2)①及び②に掲げる基準に適合すること。 ② 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施	平 27 厚労告 95 第 51 号の 5
--	--	--

	のために必要な情報を活用していること。 ※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定する際は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置します。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。ただし、この場合当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。なお、指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めません。 ※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロを算定する際は、(Ⅰ)イの専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置してください。この場合において、例えば1週間のうち特定の時間だけ、(Ⅰ)イの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名に加え、さらに(Ⅰ)ロの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上配置配置している場合は、その時間において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。ただし、この場合当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。なお、指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めません。 ※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び個別機能訓練加算(Ⅰ)ロに係る個別機能訓練加算を行うに当たっては、機能訓練指導員等が共同して利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成してください。個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行ってください。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としてください。 個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活		報酬留意事項通知第2・3の2(13)
--	---	--	---------------------------

	機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助してください。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。 ※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び個別機能訓練加算(Ⅰ)ロに係る個別機能訓練は類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団(個別対応含む。)に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としてください。訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定してください。また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要がある、概ね週1回以上実施することを目安とします。 ※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び個別機能訓練加算(Ⅰ)ロに係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し記録します。 また、概ね3月に1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行ってください。 また、利用者等に対する説明はテレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び個別機能訓練加算(Ⅰ)ロを算定することはできません。		
--	--	--	--

	※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び個別機能訓練加算(Ⅰ)ロの目標設定・個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等については、別に定められる国通知を参照してください。 ※ 個別機能訓練加算(Ⅱ)の算定における厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム（以下「LIFE」という。）を用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 3 年 3 月 16 日老老発 0316 第 4 号）を参照してください。 サービスの質の向上を図るため、LIFE への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCA サイクル)によりサービスの質の管理を行ってください。		
14 ADL 維持等加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間（加算を算定する年度の初日の属する年の前年の同月から起算して 12 月までの期間）の満了日の属する月の翌月から 12 月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) ADL 維持等加算(Ⅰ) 30 単位 (2) ADL 維持等加算(Ⅱ) 60 単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 ① ADL 維持等加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 評価対象者（当該事業所の利用期間（イにおいて「評価対象利用期間」という。）が 6 月を超える者をいう。以下同じ。）の総数が 10 人以上であること。 イ 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という）と、当該月の翌月から起算して 6 月目（6 月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）において、ADL を評価し、その評価に基づく値（以下「ADL 値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 ウ 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算	加算Ⅰ ・ 加算Ⅱ ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 17 平 27 厚労告 95 第 16 号の 2

	して6月目の月に測定したADL 値から評価対象利用開始月に測定した ADL 値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ADL 利得」という。）の平均値が1 以上であること。 ② ADL 維持等加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア ①のア及びイの基準に適合するものであること。 イ 評価対象者のADL 利得の平均値が3 以上であること。		報酬留意事項通知第2・3の2(14)							
	※ ADL 維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について ア ADL の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとします。 イ 大臣基準告示第16号の2イ(2)における厚生労働省へのADL 値の提出は、LIFE を用いて行うこととします。 LIFE への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行ってください。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。 ウ 大臣基準告示第16号の2イ(3)及びロ(2)におけるADL 利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL 値から、評価対象利用開始月に測定した ADL 値を控除して得た値に次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定した ADL 値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とします。 <table><tr><td>ADL 値が0 以上 25 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>ADL 値が30 以上 50 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>ADL 値が55 以上 75 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>ADL 値が80 以上 100 以下</td><td>3</td></tr></table> エ ウにおいて ADL 利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL 利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これに切り捨てるものとします。)及び下位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。)を除く利用者(以下「評価対象利用者」という。)とします。	ADL 値が0 以上 25 以下		1	ADL 値が30 以上 50 以下	1	ADL 値が55 以上 75 以下	2	ADL 値が80 以上 100 以下	3
ADL 値が0 以上 25 以下	1									
ADL 値が30 以上 50 以下	1									
ADL 値が55 以上 75 以下	2									
ADL 値が80 以上 100 以下	3									

	オ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして町長に届け出ている場合は、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とします。 カ 令和6年度については、令和6年3月以前よりADL維持等加算(Ⅱ)を算定している場合、ADL利得に関わらず、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月に限り算定を継続することができます。		
15 認知症加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準（すべてに適合すること） ① 指定地域密着型サービス等基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ② 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の15以上であること。 ③ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。 ④ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的開催していること。 ※ 厚生労働大臣が定める利用者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 ※ 認知症加算は、共生型地域密着型通所介護を算定している場合は算定しません。 ※ 算定時留意事項 ① 常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定	いる ・ いない	平18厚労告126別表2の2注18 平27厚労告95第51号の6 報酬留意事項通知第2・3の2(13)

	する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。 ② 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。 ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによります。 ア 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 イ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨を届出なければなりません。 ④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。 ⑤ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指します。 ⑥ 「認知症介護に係る実践的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践者研修」を指します。 ⑦ 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修及び認知症看護に係る適切な研修の修了者は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1人以上配置する必要があります。 ⑧ 「認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの		
--	--	--	--

	安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ⑨ 認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者に対して算定することができます。また、中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中重度者ケア体制加算も算定できます。 ⑩ 認知症加算を算定している事業所にあつては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成してください。		
16 若年性認知症利用者受入加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して地域密着型通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定できません。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 ※ 担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 19 平 27 厚労告 95 第 18 号 報酬留意事項 通知第 2・3 の 2(16)
17 栄養アセスメント加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として1月につき50単位を所定単位数に加算していますか。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定にかかる栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しません。 (1) 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (2) 利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（栄養改善加算において、「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し相談等に必要に応じ対応すること。 (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 20

	※ 厚生労働大臣が定める基準 通所介護費等算定方法第1号、第2号、第5号の2、第6号、第11号、第16号及び第20号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。) ※ 栄養アセスメント加算算定に係る注意事項 ① 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 ② 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行ってください。 ③ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこととします。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定してください。 ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握してください。 イ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行ってください。 ウ ア及びイの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じた栄養食事相談、情報提供等を行ってください。 エ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼してください。 ④ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できます。 ⑤ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの	平 27 厚労告 95 第 18 号の 2 報酬留意事 項通知第 2・ 3 の 2(17)
--	--	---

	質の向上を図るため、LIFE への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定(Plan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCA サイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。		
18 栄養改善加算	次の(1)～(5)のいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算していますか。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 (1) 当該事業所の従業者として、又は外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) 利用定員・人員基準に適合している地域密着型通所介護事業所であること。 ※ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を1名以上配置してください。 ※ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次の①～⑤のいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 21 報酬留意事項 通知第 2・ 3 の 2(18)

	が必要と認められる者です。 ① BMI が 18.5 未満である者 ② 1～6 月間で 3%以上の体重の減少が認められる者 又は「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号）厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」に該当する者 ③ 血清アルブミン値が 3.5g/dl 以下である者 ④ 食事摂取量が不良（75%以下）である者 ⑤ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 なお、次のような問題を有する者については、上記①～⑤のいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。 ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 生活機能の低下の問題 ・ 褥瘡に関する問題 ・ 食欲の低下の問題 ・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)までの項目において、2 項目以上「1」に該当する者などを含む。） ※ 栄養改善サービスの提供は、次のイからへまでに掲げる手順を経てください。 ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 イ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（栄養アセスメント）を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、地域密着型通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。 ウ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケ		
--	--	--	--

	ア計画に実施上の問題点があれば、直ちに当該計画を修正すること。 エ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。 オ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。 カ サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。 ※ おおむね３月ごとの評価の結果、栄養改善サービスの提供が必要と認められる、①～⑤のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供してください。		
19 口腔・栄養スクリーニング加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しません。 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ① 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 指定地域密着型通所介護給付費単位数表の地域密着型通所介護のイを算定していること。 イ 第19号の2イ(1)、(2)及び(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ウ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	加算Ⅰ ・ 加算Ⅱ ・ いない	平18厚労告126別表2の2注 平27厚労告95第51号の7

	② 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 指定地域密着型通所介護給付費単位数表の地域密着型通所介護の口を算定していること。 イ 第19号の2イ(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ウ ①ウに掲げる基準に適合すること。 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① (1)①アに該当するものであること。 ② 第19号の2ロ(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ＜参考＞ ※ 口腔・栄養スクリーニング加算の基準 ア 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (2) 利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (3) 通所介護費等算定方法第1号、第2号、第6号、第11号及び第20号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 (4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。 ① 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。 ② 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。 イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		
--	---	--	--

	(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① ア(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 ② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。 ③ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① ア(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 ② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。 ③ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。 ④ 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。 ※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定上の留意事項 ① 口腔・栄養スクリーニングの算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意して下さい。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。 ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものです。ただし、大臣基準第51号の6ロに規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができます。 ③ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。		報酬留意事項通知第2・3の2(19)
--	---	--	---------------------------

	ア 口腔スクリーニング - a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 - b 入れ歯を使っている者 - c むせやすい者 イ 栄養スクリーニング - a BMI が 18.5 未満である者 - b 1～6 月間で 3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11 の項目が「1」に該当する者 - c 血清アルブミン値が 3.5g/dl 以下である者 - d 食事摂取量が不良（75%以下）である者 ④ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施してください。 ⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。 ※ 栄養改善サービスの適切な実施のため、基本的考え方や事務処理については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 3 年 3 月 16 日老認発 0316 第 3 号・老老発 0316 第 2 号）」を参考にしてください。		
--	--	--	--

20 口腔機能向上加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 (1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位 (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 ア 口腔機能向上加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していること。 (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) 利用定員・人員基準に適合している地域密着型通所介護事業所であること。 イ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) ア(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ※ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次の①～③のいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者です。	加算Ⅰ ・ 加算Ⅱ ・ いない	平 18 厚労告 126別表2の 2 注 23 平 27 厚労告 95第20号準 用 報酬留意事 項通知第2・ 3の2(20)
--------------------	---	--	--

	① 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 ② 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ③ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 ※ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、加算は算定できません。 ※ 口腔機能向上サービスの提供は、次のアからオまでに掲げる手順を経てください。 ア 利用者ごとの口腔機能等の健康状態を、利用開始時に把握すること。 イ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、地域密着型通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとする。 ウ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば、直ちに当該計画を修正すること。 エ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。 オ サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとする。		
--	---	--	--

	※ おおむね 3 月ごとの評価の結果、次の①又は②のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供してください。 ① 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者 ② 口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 ※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFE を用いて行うこととします。LIFE への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、LIFE への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の実施（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCA サイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 ※ 口腔機能向上サービスの適切な実施のため、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 3 年 3 月 16 日老認発 0316 第 3 号・老老発 0316 第 2 号）」を参考にしてください。		
--	--	--	--

21 科学的介護 推進体制加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算していますか。 (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、地域密着型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※ 科学的介護推進体制加算について ① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに注24に掲げる要件を満たした場合に当該事業所の利用者全員に対して算定できるものです。 ② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 ③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には次のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の対象とはなりません。 ア 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)。 イ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。 ウ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。 エ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。 ※ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されます。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 24 報酬留意事項 通知第 2・3 の 2(21)
----------------------------	--	-------------------------	---

22 指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者には地域密着型通所介護を行う場合	地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護を行った場合は、1 日につき 94 単位を所定単位数から減算していますか。 ※ 「同一建物」とは、当該地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の 1 階部分に地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。 また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護事業者と異なる場合であっても該当します。 ※ なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。 具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2 人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該地域密着型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。ただし、この場合、2 人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について地域密着型通所介護計画に記載してください。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 28 報酬留意事項 通知第 2・3 の 2(22)
23 送迎を行わない場合	利用者に対して、その居宅と地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算していますか。 ※ 利用者が自ら指定地域密着型通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が指定地域密着型通所介護事業所への送迎を行う場合など、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。 ※ 上記 28 の地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者には地域密着型通所介護を行う場合の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはなりません。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 29 報酬留意事項 通知第 2・3 の 2(23)

24 サービス提供体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所が利用者に対し地域密着型通所介護を行った場合は、次の区分に従い、地域密着型通所介護費については1回につき、療養通所介護費については1月につき、短期利用療養通所介護費については1日につき、次の所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) 地域密着型通所介護費を算定している場合 ① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位 ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 単位 ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位 (2) 療養通所介護費を算定している場合 ① サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 48 単位 ② サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ 24 単位 (3) 短期利用療養通所介護費を算定している場合 ① サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 12 単位 ② サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ 6 単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 次のいずれかに適合すること。 ア 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 イ 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 次のいずれかに適合すること。 ア 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 イ 指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 二 平 27 厚労告 95 第 51 号の 9
------------------------	---	-------------------------	---

	② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (5) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3 月を除く）の平均を用います。 ※ 前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前 3 月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4 月以降届出が可能となります。この場合、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合、直ちに届出を提出しなければなりません。 ※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としてします。 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。具体的には、令和 2 年 4 月における勤続年数 3 年以上の者とは、令和 2 年 3 月 31 日時点で勤続年数が 3 年以上である者をいいます。勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員です。 同一の事業所において第一号通所事業を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。		報酬留意事項 通知第 2・3 の 2(27)
--	---	--	---------------------------------------

25 介護職員等 処遇改善加算 ⅠⅡⅢⅣ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 92/1000 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 90/1000 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 80/1000 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 64/1000 ※ 厚生労働大臣が定める基準 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 イ 事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であること。 ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 ② 事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、町長に届け出ていること。 ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 ホ 平 27 厚労告 95 第 48 号準用
-------------------------------------	--	-------------------------	--

	の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について町長に届け出ること。 ④ 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を町長に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ウ 介護職員資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会を確保していること。 エ ウについて、全ての介護職員に周知していること。 オ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ オについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ⑩ 地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）（指定療養通所介護にあつてはサービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ又は（Ⅲ）ロ）のいずれかを届け出ていること。 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1) ①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1) ①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1) ①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。		報酬留意事項 通知第 2・2(17) 準用
--	---	--	-----------------------------

26 介護職員等 処遇改善加算 Ⅴ	令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所(「介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 81/1000 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 76/1000 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 79/1000 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 74/1000 (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 65/1000 (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 63/1000 (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 56/1000 (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 69/1000 (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 54/1000 (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 45/1000 (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 53/1000 (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 43/1000 (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の	いる ・ いない	平 18 厚 労 告 126 別表 2 の 2 ホ
----------------------------------	--	-------------------------	--

	44/1000 (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 33/1000 ※ 厚生労働大臣が定める基準 (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 次に掲げるいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の地域密着型通所介護費における介護職員等処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員等処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)		平27厚労告95 第51の10(第 48準用)
--	---	--	--

	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b a について、全ての介護職員に周知していること。 (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。		報酬留意事項 通知第 2・2(18) 準用
--	--	--	--------------------------------------

	② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
--	--	--	--

	① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)、②から⑥まで、⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。		
--	---	--	--

	イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「25 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 ※ 内容については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年老発0315第5号厚生労働省老健局長通知)を参照してください。		
26 地域密着型通所介護のサービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護を受けている間に、地域密着型通所介護費を算定していませんか。また、施設入所(入院)者が外泊又は介護老人保健施設サービス費の試行的退所を算定した場合に、地域密着型通所介護費を算定していませんか。 利用者が療養通所介護事業所においては、指定療養通所介護を受けている間は、当該事業所以外の指定療養通所介護事業所が指定療養通所介護を行った場合に、療養通所介護費は算定していませんか。	いない ・ いる	平18厚労告 126別表2の2

第5-2 療養通所介護費

1 基本的事項	〔利用者〕 療養通所介護の利用者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供するに当たり常時看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定していますか。 〔サービス提供時間〕 療養通所介護においては、利用者が当該療養通所介護を利用することになっている日において、まず当該事業所の看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認していますか。また、利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届けたのち利用者の状態の安定等を確認するまでをも含めて一連のサービスとするものであり、これらの時間を合わせてサービス提供時間としていますか。 〔サービス提供〕 療養通所介護の提供に当たっては、利用者の状態に即した適切な計画を作成するとともに、利用者の在宅生活を支援する観点から、他職種協同により、主治の医師による医療保険のサービスや訪問看護サービス等の様々なサービスが提供されている中で、主治の医師や訪問看護事業者等と密接な連携を図りつつ、計画的なサービス提供を行っていますか。	いる ・ いない いる ・ いない いる ・ いない	報酬留意事項 通知第2・3の 2(26)
2 短期利用療養通所介護を行う場合	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を行った場合に、所定単位数を算定していますか。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 ア 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であること。 イ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。 ウ 指定地域密着型サービス基準第40条に定める従業者の員数を置いていること。 エ 当該指定療養通所介護事業所が療養通所介護費の「3 入浴介助を行わない場合」及び「4 過少サービスに対する減算」を算定していないこと。	いる ・ いない いる ・ いない	平18厚労告 126別表2の2 注3 平27厚労告 95 第51の3の2 号

	※ 大臣基準告示第 51 号の3の2に規定する基準を満たす指定療養通所介護事業所において算定できるものです。 ※ 登録者の利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、利用定員の範囲内であることが必要です。		報酬留意事項 通知第 2・3 の 2(26)
3 入浴介助を行 わない場合	入浴介助を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定していますか。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 6
4 過少サービスに 対する減算	指定療養通所介護事業所が提供する指定療養通所介護の算定月における提供回数について、利用者 1 人当たり平均回数が、月 5 回に満たない場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定していますか。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 6
5 重度者ケア体 制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1 月につき 150 単位を所定単位数に加算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 ア 指定地域密着型サービス基準第 40 条第 2 項に規定する看護師の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で 3 以上確保していること。 イ 療養通所介護従業者（指定地域密着型サービス基準第 40 条第 1 項に規定する療養通所介護従業者をいう。）のうち、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において行われる研修等を修了した看護師を 1 以上確保していること。 ウ 指定療養通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第 39 条第 2 項に規定する指定療養通所介護事業者をいう。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。 ※ 暦月ごとに、指定地域密着型サービス基準第 40 条第 2 項に規定する看護職員の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で 3 以上確保する必要があります。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で 3 以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数につ	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 25 平 27 厚労告 95 第 51 の 8 の 2 号 報酬留意事項 通知第 2・3 の 2(26)

	いては、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。 ※ 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において行われる研修等を修了した看護師を1以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。 ※ 指定療養通所介護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、加算の要件を満たさないものとします。 ※ 事業所を利用する利用者全員に算定することができます。		
--	--	--	--

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第 8 その他			
1 変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10 日以内にその旨を町長に届け出ていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（地域密着型通所介護事業に関するものに限る。） ④ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥ 運営規程 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を町長に届け出てください。	いる ・ いない	法第 78 条の 5 第 1 項 施行規則 第 131 条の 13 法第 78 条の 5 第 2 項
2 介護サービス情報の公表	指定情報公表センターへ年 1 回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。 ※ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。 ※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が 100 万円を超えるサービスが対象となります。	いる ・ いない	法第 115 条の 35 第 1 項 施行規則 第 140 条の 43、44、45
3 業務管理体制の整備	(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 (届出先) ① 指定事業所が 3 以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ② 指定事業所が 2 以上の都道府県に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局に所在する事業者・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が小川町に所在する事業者・・・小川町長 ④ ①～③以外の事業者・・・埼玉県知事 ※ 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚	いる ・ いない	法第 115 条の 32 第 1 項から第 5 項まで 施行規則 第 140 条の 39、40

	生局管轄区域に所在しているか確認してください。 ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。 ア 事業所数 20 未満 ・ 整備届出事項：法令遵守責任者 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 イ 事業所数 20 以上 100 未満 ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ウ 事業所数 100 以上 ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要		
(2)	業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	いる ・ いない	
(3)	業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 行っている具体的な取組（例）の①から⑤を○で囲むとともに、⑤については、その内容を御記入ください。 ① 介護報酬の請求等のチェックを実施 ② 内部通報、事故報告に対応している ③ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している ④ 法令遵守規程を整備している ⑤ その他（ ）	いる ・ いない	
(4)	業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	いる ・ いない	